

介護保険事業所 管理者 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課担当課長

令和8年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る  
事前エントリーについて（一次協議）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業等に係る一次協議の案内が厚生労働省よりありました。このため、当該補助事業に係る事前エントリーの受付を行います。

1 対象事業及び対象事業所について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）及びその別記をあわせてご確認ください。

※本案内については、交付金の早期執行の観点から実施しているものです。令和8年度予算案については、現在、国において審議中であり、今後の審議の結果により事業内容や交付基準単価等について変更の可能性がありますのでご留意ください。

対象事業	対象事業所
(1) 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業（大規模修繕等支援事業・耐震化促進事業・非常用自家発電設備整備事業・水害対策強化事業）	認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
《留意事項》	
(1)-1 大規模修繕等支援事業	
・一例として、施設の冷暖房設備の設置に関しては、過去に厚生労働省から注意喚起のあった下記について注意すること。 <u>「補助対象となるものは「施設の整備と一体的に整備されるもの」としており、ルームエアコンにつきましては、備品扱いとの認識です。」</u> （補助対象外）。	
(1)-2 非常用自家発電設備整備事業	
・以下の要件を全て満たす場合に補助対象となります。	
① 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの（購入のみは対象外）	
② 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、 <u>発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの</u>	
③ <u>設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること</u>	
④ <u>設置した非常用自家発電設備の耐震性が確保されているか留意すること。</u> （耐震性が確保されていることを示す書類の提示を求めることがあります。）	
(1)-3 水害対策強化事業	
・原則、水害等の発生が懸念される地域（災害レッドゾーン・災害イエローゾーン）にある事業所を対象とします。	
・以下が補助対象になります。	
① エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間層を含む。）にかごを移動させ、運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後17年を経過し老朽化したエレベーター改修を含む。）	
② 高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、 <u>想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修</u>	

- ③ 車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置
- ④ 排水ポンプ又は雨水貯留槽（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に溜まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの）
- ⑤ その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備
- ⑥ 想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設
- ⑦ 施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事等
- ⑧ その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備

**【重要】** これまで、本事業の申請回数は、原則、1施設につき1回を限度としてきましたが、国土強靱化対策の一層の推進を図る観点から、申請回数に制限を設けないこととなりました。ただし、既に補助を受けたことのある施設と未申請の施設との関係においては、（事業メニューにもよりますが）未申請の施設が優先されます。

<複数回申請の例>

- ・大規模修繕を2回以上、要修繕箇所が発生したその都度申請する
- ・非常用自家発の新規設置で初回申請、その後改修で2回目を申請する

一方で、財産処分に関して、注意点があります。

補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、補助金額の一部または全部の返還を求めることがあります。

また、複数回、補助金の交付を受けた場合、財産処分の返還金等については、それぞれの補助金交付時点を起点に残存年数納付金額等を計算し、返還金が発生しますのでご注意ください。

（標準的な算定方法）

$$\text{残存年数納付金額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{処分制限期間} - \text{経過年数}}{\text{処分制限期間}}$$

(2) 高齢者施設等の給水設備整備事業

認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

《留意事項》

以下の要件を全て満たす場合に補助対象となります。

- ① 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの（購入のみは対象外）
- ② 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの
- ③ 設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること
- ④ 設置した非常用自家発電設備の耐震性が確保されているか留意すること。（耐震性が確保されていることを示す書類の提示を求めることがあります。）

(3) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所

<p>《留意事項》          安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる 工事費等が対象          (ブロック塀の撤去工事のみも対象)</p>	
(4) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
(5) 高齢者施設等の換気設備整備事業	認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
<p>《留意事項》          ① 施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するものが対象です。現に通常の換気(窓を開ける、換気扇を回す等)を行うことができる場合には補助対象外となります。          ② 補助対象は「居室」に限ります。</p>	

## 2 提出書類について

### (1) 事前エントリー票、平面図、位置図、写真、見積書

・「01～05\_事前エントリー票」(事業ごとに分かれていますので該当するものを使用してください)

※ 下記ホームページURLよりダウンロードしてください。

・平面図：当該事業所全ての階が対象。設備設置位置や改修場所等を記載してください。

※ただし、スプリンクラー設備等整備事業及び換気設備の設置に係る経費支援事業については、(2)に加えて、建物の求積図(又は当該事業所全ての階の床面積が分かる資料)も添付してください。

・位置図：最寄り駅や公園などの目標物が入り、事業所の位置を記した地図。

・写真：現況及び改修箇所が分かるもの。設置位置等を丸などで囲んで図示してください。

※写真や配置図を Word 等に貼りつけるなどして作成してください。

・見積書(工事請負業者)

※原則、横浜市内事業者(\*)のうち、2社以上から取得した見積書(消費税込みの額を表記)。

\*横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体

※非常用自家発電設置整備の場合

自家発電設備の設置工事を行う工事業者には、建設業法による業種許可等の規制が課せられます。

そのため、500万円以上の自家発電設置整備工事は、登録工種が【17：電気】または【21：機械器具 設置】となりますので、必ずご確認ください(上記工種以外の業者による施工は、認められません)。

### (2) 併設事業所がある場合の追加提出資料等について

・書類は、エントリー事業所毎に作成してください。

・「補助対象面積確認シート」を追加で作成し、面積按分により補助対象事業費を算出してください。

・面積按分の根拠資料(事業所の面積表や、各事業所の専用面積及び共用面積を色分けした平面図)を添付してください。

※「補助対象面積の按分方法について」をご確認のうえご入力ください。

全て、A4でプリントアウトできるデータとしてください。

また、エントリー票以外の書類を上記順番に並べて一つのPDFにし、なるべく「しおり」をつけ、横型のデータは横型のデータは横向きに表示されるようにしてください。

※横浜市役所のシステム上、データ容量が7MBを超えるメールは受信することができません。データ

容量が7MBを超える場合、①担当者まで、メール転送サービスの利用をお申し出いただくか、②メールを2～3通に分けて7MB以下でご送信ください。

### 3 提出期限

- ・意向連絡：令和8年4月2日（木）16時まで【厳守】

エントリー意向がある旨について、電子メールを送信の上、（過去に、送信エラーなどで到達されなかった事例が散見されますことから）お手数をおかけしますが、確実に意向をお受けするために、お電話をいただきますようお願いいたします。

E-mail：[kf-kscm@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-kscm@city.yokohama.lg.jp)

電話：045-671-3414

- ・データ提出：令和8年4月9日（木）16時まで【厳守】

データの提出先：[kf-kscm@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-kscm@city.yokohama.lg.jp)

※メール件名には「【申込】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事前エントリーについて（事業所名）」と入力してください。

### 4 注意事項

- (1) 本事業は、国（厚生労働省）の交付金を活用するため、国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件となります。期限までに必要書類を提出された場合であっても、書類の提出をもって補助事業者としての選定を確約するものではありません。
- (2) 事前エントリー施設数が予算を大幅に超過した際は、事業の緊急性はもとより、内示後の事業者都合による取下げが可能な限り生じないよう、事業者の計画の実現の可能性を勘案し、優先順位を付けさせていただきます。その結果、事業を実施できない場合もありますので、ご承知おきください。
- (3) 工事を完了の上、令和9年3月末までに、介護事業指導課から申請法人あての補助金支出までを終える必要があります。なお、事業着手は、国からの内示（令和8年6月中予定）後になりますので、工事開始時期はそれ以降となり、工事に充てられる期間は短くなると想定されます。エントリーに際しては、このようなスケジュール内に補助事業を終えられるかどうか、十分にご検討ください。
- (4) 令和6年4月1日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則、補助対象外です。
- (5) 原則として、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外です。ただし、設定された抵当権が、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度のみを利用している場合は補助対象となります。

なお、以下の①～③に合致する場合等、本市が適当と認める場合についても補助対象とすることがありますので、建物および土地の登記簿謄本を添付のうえ、早めに本市にご相談ください。

- ① 既借入金の年間返済予定額が、原則、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること
- ② 既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと
- ③ 申請法人が抵当権設定者であること

- (6) 福祉避難所に指定されている施設は、採択において優先される旨の連絡を国から受けています。
- (7) 当該補助事業は、国（厚生労働省）の交付金を活用するため、ご提出いただいた事前エントリー票の情報や図面を国へ提出することがあります。あらかじめご了承ください。
- (8) 国からの内示後に契約事業者を決定する際、契約事業者の決定方法については、本市所定の以下の条件があります。
  - ・ 予定価格が1,000万未満未満の工事の場合は2者以上の見積合せ
  - ・ 予定価格が1,000万円以上の工事の場合は8者以上の指名競争入札または5者以上の見積合せ

※会計監査を受ける法人については、条件が異なります。

- (9) 設計費、事前調査費、耐震診断費及び監理委託費等は補助対象外になります。また、既に着工している工事又は本市が補助事業者として選定する前に着工する予定の工事等も本事業の対象外となりますので、ご承

知おきください。

- (10) 事業が採択された結果、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、補助金額の一部または全部の返還を求めることがあります。

また、複数回、補助金の交付を受けた場合、財産処分の返還金等については、それぞれの補助金交付時点を起点に残存年数納付金額等を計算し、返還金が発生しますのでご注意ください。

(標準的な算定方法)

$$\text{残存年数納付金額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{処分制限期間} - \text{経過年数}}{\text{処分制限期間}}$$

財産処分の詳細については、次のURLにてご確認ください。

<財産処分について（横浜市ホームページ）>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.htm#AB5CE>

- (11) 消防用設備設置義務の判断など、消防関係法令に関するお問合せについては、事業所所在区の消防署へお願いします。
- (12) 提出書類の返却はいたしませんので、必ず作成者用の控えを作成してください。

※ 事前エントリー票は、次のURLからダウンロードできます。

<地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 補助事業について（横浜市ホームページ）>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html#2EC26>

健康福祉局介護事業指導課  
担当：高橋 (Tel 045-671-3414)  
[kf-kscm@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-kscm@city.yokohama.lg.jp)